

学校評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手リハビリテーション学院（以下、本学院という）学則第31条に規定する学校評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(機関の種類)

第3条 学校評価を行うにあたり、本学院内に以下の機関を設置する。

- (1) 自己評価委員会
- (2) 学校関係者評価委員会（以下、関係者委員会）

(機関の役割)

第4条 自己評価委員会は本学院内の教育活動並びに学校運営にかかる内容について、別に定める様式に則り自己評価を実施する。

- 2 関係者委員会は自己評価委員会が行った自己評価ならびに視察等の結果に基づいて検討を行い、改善・改良に向けた助言を行う。

(自己評価委員会の審議事項)

第5条 自己評価委員会は、学校評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 学校評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法に関すること
- (2) 学校評価の評価基準項目に関すること
- (3) 学校評価報告書の作成に関すること
- (4) 学校評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 学校評価結果の公表に関すること
- (6) その他学校評価の実施について必要な事項に関すること

(自己評価委員会の構成)

第6条 委員会は、学院長、副学院長、理学療法学科長、作業療法学科長、事務長、その他学院長が必要と認めた教職員により構成される。

(自己評価委員会の運営)

第7条 自己評価委員会に委員長を置き、学院長が務める。

- 2 委員長に事故があるときは、副学院長がその職務を代理する。
- 3 自己評価委員会は、委員長によって招集し、委員長が議長を務める。
- 4 必要と認める場合に委員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(自己評価の実施)

第8条 自己評価を実施する時期は、原則として毎年度3月とする。

- 2 自己評価は、学院長の指揮の下、教職員が第5条の定めに従って誠実に取り組まなければならない。
- 3 自己評価委員会は教職員が行った自己評価をもとに、これを総括し、関係者委員会に報告しなければならない。

(自己評価結果の活用)

第9条 学院長は第11条第2項に示す関係者委員会の助言に基づき、教職員に対して教育活動並びに学校運営等の質の保証と向上について指揮しなくてはならない。

- 2 教職員は自らが行った自己評価結果並びに学院長の指揮に従い、自身の職務の質の向上に努めなくてはならない。

(自己評価結果の公表)

第10条 学院長は、ホームページ等により自己評価結果を広く公表しなければならない。

(関係者委員会の審議事項)

第11条 関係者委員会の審議事項は以下の通りとする。

- (1) 教育理念・目標に関する事項
 - (2) 学校運営に関する事項
 - (3) 教育活動に関する事項
 - (4) 学修成果に関する事項
 - (5) 学生支援に関する事項
 - (6) 教育環境に関する事項
 - (7) 学生受け入れに関する事項
 - (8) 財務に関する事項
 - (9) 法令遵守に関する事項
 - (10) 社会貢献・地域貢献に関する事項
- 2 関係者委員会は上記に掲げる自己評価委員会から報告された自己評価ならびに視

察等の結果に基づき、前項審議事項について適切な運営が成されているかを評価の上、改善が必要な事項については改善に向けた助言を学院長に行う。

- 3 関係者委員会が必要と認めるときには、前項にかかわらず、その審議事項を変更することができる。

(関係者委員会の構成)

第12条 委員会を構成する委員は3名以上5名以内とし、岩手リハビリテーション学院の職員以外のもので次に掲げるもののうちから学院長が委嘱する。

- (1) 関連業界等関係者
 - (2) 卒業生
 - (3) 教育に関して知見を有するもの
 - (4) その他、学院長が必要と認めたもの
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 3 委員長は学院長が選任する。
 - 4 委員長は副委員長を指名する。
 - 5 委員長に事故あるときは、その残任期間を副委員長が代行する。

(学校関係者評価の実施時期)

第13条 学校関係者評価は原則年1回の開催とする

- 2 開催の時期は自己評価の終了次第速やかに開催する。
- 3 学院長は必要を認めるとき、上記にかかわらず関係者委員会を招集できる。

(関係者委員会の運営)

第14条 関係者委員会は、学院長が招集する。

- 2 学院長が必要と認める場合には、関係者委員会の委員以外の出席を求めることができる。
- 3 委員会の運営は委員長があたる。
- 4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 5 関係者委員会は特別な事由がある場合を除き、岩手リハビリテーション学院で開催する。
- 6 関係者委員会の議長は委員長がこれにあたる。

(関係者委員会の評価結果)

第15条 学院長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(関係者評価委員会結果の公表)

第 16 条 学院長は、関係者評価委員会の評価結果について、公表しなければならない。

(関係者委員会の費用弁償等)

第 17 条 関係者評価委員会の委員の費用弁償等については、本学院が定める基準により支払いをする

(事務局)

第 18 条 岩手リハビリテーション学院に学校関係者委員会の事務局を置く。

2 事務局の業務は以下の通りとする。

- (1) 関係者委員会招集に関わること
- (2) 関係者委員会開催時の議事録に関わること
- (3) 関係者委員会開催に関する出納に関すること
- (4) 報告書作成に関すること
- (5) 結果の公表に関すること

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、職員会議の議を経て、学院長が決定する。

(補則)

第 20 条 この規程の定めのない事項は、職員会議の議を経て、学院長が決定する。

附則

令和 2 年 4 月 1 日施行

令和 2 年 6 月 1 日改定